

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月6日
【会社名】	株式会社ジー・スリーホールディングス
【英訳名】	G Three Holdings CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布二丁目10番2号
【電話番号】	(03)5439-6580 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部次長 藤井 晃夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布二丁目10番2号
【電話番号】	(03)5439-6580 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部次長 藤井 晃夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年1月5日開催の当社第5期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年1月5日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 当社の経営改善策による経営体制の刷新を明確にし、また今後、グローバルな企業グループへの展開を推進する上で、定款第1条（商号）を変更するものであります。
2. 当社の機能を純粋持株会社から事業持株会社に変更し、この事業領域を明確にするため、定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
3. 当社の経営改善策によるガバナンスの強化の一端として、取締役の任期を短縮し、経営責任を明確にするため、定款第20条（任期）について所要の変更を行うものであります。
4. 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役及び社外監査役でない監査役）についても、その期待できる役割を十分に発揮できるように、現行定款第28条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役2名選任の件

松山昌司氏及び近藤恵理子氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

水野明男氏、本間周平氏、松本卓也氏及び西澤拓哉氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人として、監査法人ハイビスカスを選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	412,463	6,638	1	(注)1	可決 98.42
第2号議案 取締役2名選任の件 松山 昌司 近藤 恵理子	415,778 415,548	3,323 3,553	1 1	(注)2	可決 99.21 可決 99.15
第3号議案 監査役4名選任の件 水野 明男 本間 周平 松本 卓也 西澤 拓哉	415,897 415,931 415,916 415,987	3,204 3,170 3,185 3,114	1 1 1 1	(注)2	可決 99.24 可決 99.24 可決 99.24 可決 99.26
第4号議案 会計監査人選任の件	416,018	3,083	1	(注)2	可決 99.26

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上